平成25年第1回士別市議会臨時会会議録索引

1月25日(金曜日)

本日の会	議事	■件			1
出席議員	i				1
出席説明	員				2
事務局出	席書	董			2
開会宣告	-				3
会議録署	名詞	議員の指名	3		3
諸般の報	3告				3
日程第	1	会期の決	定につい	17	6
日程第	2	議案第	1号	士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密	
				着型介護予防サービスの事業に関する基準等を	
				定める条例の制定について	6
日程第	3	議案第	2号	士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促	
				進に係る道路の構造に関する基準を定める条例	
				の制定について	7
		議案第	3 号	士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促	
				進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定	
				める条例の制定について	7
		議案第	4号	士別市道路の構造の技術的基準等を定める条例	
				の制定について	7
		議案第	5 号	士別市都市公園条例の一部を改正する条例につ	
				li7	7
日程第	4	議案第	6 号	士別市営住宅条例の一部を改正する条例につい	
				τ	8
日程第	5	議案第	7号	士別市下水道条例の一部を改正する条例につい	
				τ	1 6
		議案第	8 号	士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例	
				について	1 6
日程第	6	議案第	9 号	損害賠償の額を定めることについて	1 6
日程第	7	議案第	10号	平成24年度士別市一般会計補正予算(第9号)	1 9
		議案第	1 1 号	平成24年度士別市介護サービス事業特別会計	
				補正予算(第1号)	1 9
		議案第	12号	平成24年度士別市公共下水道事業特別会計補	
				正予算(第2号)	1 9
		議案第	1 3 号	平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計	
				補正予算(第 1 号)	1 9
閉会宣告	ā				2 1
議決結里					2 3

平成25年第1回士別市議会臨時会会議録

平成25年1月25日(金曜日)

午前10時00分 開会

午前11時19分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 1号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービ

スの事業に関する基準等を定める条例の制定について

日程第 3 議案第 2号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造

に関する基準を定める条例の制定について

議案第 3号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施

設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第 4号 士別市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

議案第 5号 士別市都市公園条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 6号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 7号 士別市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 9号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 7 議案第 10号 平成24年度士別市一般会計補正予算(第9号)

議案第 11号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 12号 平成24年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 13号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

閉会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	岡崎	治	夫	君		2番	+	河	剛	志	君
	3番	松ヶ平	哲	幸	君		4番	渡	辺	英	次	君
	5番	丹	正	臣	君		6番	粥	Ш		章	君
	7番	出合	孝	司	君		8番	伊	藤	隆	雄	君
	9番	谷 口	隆	德	君	1	0番	玉	忠	崇	史	君
	11番	小 池	浩	美	君	1	2番	菅	原	清-	一郎	君
	13番	井上	久	嗣	君	1	4番	畄	田	久	俊	君
	15番	田宮	正	秋	君	1	6番	遠	Щ	昭	=	君

17番議長19番	山居神田		彰 君 昭 君	18番	斉藤	昇	君
出席説明員							
市長	牧 野	勇	司 君	副市長	相山	佳 則	君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木	久,	典 君	市民部長	三 好	信之	君
保健福祉部長	池田	文:	紀 君	経済 部長	林	浩 二	君
建設水道部長	小山内	弘	司 君	朝日総合支所長	高 橋	哲司	君
市立病院事務局長	吉田	博	行 君				
教 育 委 員 会 委 員 長	尾崎	:	学 君	教 育 委 員 会 教 育 長	安川	登志男	君
教 育 委 員 会 生涯学習部長	石 川	į	誠 君				
農業委員会会	松川	英	一 君	農業委員会事務局長	秋 山	照雄	君
監査委員	三原	紘	隆 君	監 査 委 員事 務 局 長	高岩	淑 通	君
事務局出席者議会事務局長	藤田	·	功 君	議会事務局総務課長	浅利	知 充	君
議会事務局総務課主幹	岡崎	忠:	幸 君	議 会 事 務 局総務課主任主事	御代田	知 香	君
議 会 事 務 局総務課主任主事	樫木	孝:	士 君				

(午前10時00分 開会)

議長(神田壽昭) 平成 25 年第 1 回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) 本臨時会の会議録署名議員には、13番 井上久嗣議員、14番 岡田久俊議員、 15番 田宮正秋議員を指名いたします。

議長(神田壽昭君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、 朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

- 1.市長から送付された議案は次のとおりである。
 - 議案第1号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について
 - 議案第2号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を 定める条例の制定について
 - 議案第3号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第4号 士別市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
 - 議案第5号 士別市都市公園条例の一部を改正する条例について
 - 議案第6号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について
 - 議案第7号 士別市下水道条例の一部を改正する条例について
 - 議案第8号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
 - 議案第9号 損害賠償の額を定めることについて
 - 議案第 10 号 平成 24 年度士別市一般会計補正予算(第9号)
 - 議案第11号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第 12 号 平成 24 年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 13 号 平成 24 年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

2. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提	出	先
24.12.14	生活保護基準の引き下げに反対する意見書について	24.12.14	総	総理 第 大 第 大 第 動	大 臣 臣 臣 大 臣

- 3. 議長会等の関係については次のとおりである。
- (1)上川北部市町村議会議長会

イ.開催日 平成25年1月22日

口.開催地 和寒町

八.出席者 神田議長

二、会議概要 次期開催地における日程について協議した後、上川町村議長会からの報告を受

け、空き店舗の現状と対策及び担い手や新規就農者の現状と対策について情報

交換を行い終了した。

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧 野	勇司	副市長	相山	佳 則
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木	久 典	市民部長	三 好	信之
保健福祉部長	池田	文 紀	経済 部長	林	浩 二
建設水道部長	小山内	弘司	朝日総合支所長	高橋	哲司
市立病院	吉田	博 行	総 務 部	大 崎	良夫
事務局長	ц щ	।उ । J	企画振興室長	八响	R A
市民部次長	石川	敏	保健福祉部次長	川村	慶輔
兼環境生活課長	1	故	兼福祉課長	/ነነ	愛
保 健 福 祉 部 こども・子育て	大 西	紀代美	保健福祉部	仁 村	光春
応援室長	Λ П	MO1 02	コスモス苑所長	III 13	76 H
経済部次長兼 国営農地再編	佐々木	勳	建設水道部次長	佐々木	辰 彦
推進室長	江文八	πι	兼 技 監	正文八	IK /
朝日総合支所次長兼地域 振興課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	小ヶ島	清一	会 計 室 長	近藤	康弘

市立病院事務局	粟 根	禎	Ξ	総務課長	沼	田	浩 光
次長兼医事課長		124	_	110 J.J H.N EX	74		74 75
企画振興室	中峰	寿	章	企画振興室	田	中	寿幸
企画課長				秘書広報課長			
財政課長	法 邑	和	浩	介護保険課長	米	谷	祐子
土木管理課長	半沢		勝	建築課長	I	藤	博文
上下水道課長	西 野	英	Ξ	教育委員会 委員長	尾	崎	学
** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *							
教 育 委 員 会 委 員 長	五十嵐	紀	子	教 育 委 員 会	安	Ш	登志男
職務代理者				教 育 長			
教育委員会 生涯学習部次長 兼社会教育課長 兼 つ く も 青少年の家所長	那須	政	±	教 育 委 員 会 生涯学習部次長 兼スポーツ課長 兼総合体育館長 兼青少年会館長	古	Ш	靖弘
教 育 委 員 会				教育委員会			
学校教育課長	青山	博	久	中央公民館長兼 市 民 文 化 センター館長	竹	内	雅彦
教育委員会博物館長兼公会堂展示館長	水田	_	彦	教域日 大セ朝 おされ おり は 日 トセンター は 日 トレター の は ままま かった は ままま かい まま	漢		幸雄
農業委員会				農業委員会			
会 長	松川	英	_	事務局長	秋	Щ	照 雄
				監査委員			
監査委員	三 原	紘	隆		高	岩	淑 通
監 査 委 員 事務局監査課長	清水		修	事務局長			

5.本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 議会事務局長 藤田 功 浅 利 知 充 総 務 課 長 議会事務局

議会事務局

御代田 知 香

総務課主幹

総務課主任主事

議会事務局

樫木孝士

岡崎忠幸

総務課主任主事

以上報告する。

平成25年1月25日

士別市議会議長 神 田 壽 昭

議長(神田壽昭君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第2、議案第1号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密 着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) おはようございます。

ただいま議題となりました議案第1号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介 護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定について、その概要を御説明申し上げま す。

平成23年5月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権に関する第1次一括法に基づき、介護保険法で規定されている指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等が市町村の条例へ委任されることになりましたことから、本条例を制定するものであります。

その内容については、指定地域密着型サービスに係る事業の人員、設備及び運営に関する基準を 初め、介護予防サービス事業の人員、設備及び運営、さらには指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などを規定するものであります。

本条例の制定に当たりまして、昨年11月に開催した本市地域密着型サービス運営委員会において協議していただいた結果、サービス利用者や事業所への影響を考慮し、厚生労働省令と同じ基準で制定することで了承を得たところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第3、議案第2号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第3号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第4号 士別市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について及び議案第5号士別市都市公園条例の一部を改正する条例について、以上4案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第2号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてから議案第5号 士別市都市公園条例の一部を改正する条例についてまで、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

先の議案第1号と同じく、平成23年5月の地方分権第1次一括法及び8月の第2次一括法に基づき、これまで法律等により定められていた道路の構造の技術的基準及び都市公園の配置基準等について、市町村の条例へ委任されることになりましたことから、新たに条例の制定及び改定を行おうとするものであります。

まず、議案第2号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する 基準を定める条例及び議案第3号 士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公 園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、特定道路及び特定公園施設の整備、新 設、増設等における構造基準について規定するものであります。

その基準については、国及び北海道の基準を基本とするものの、これまでも士別市福祉のまちづくり条例によるバリアフリー化の整備を図ってまいりましたことから、福祉のまちづくり条例に基づく基準を含め、それぞれ規定するものであります。

次に、議案第4号 士別市道路の構造の技術的基準等を定める条例では、道路の構造の技術的基準や道路標識に係る標識板、文字の大きさに関する基準について、交通安全対策や観光への対応、 積雪寒冷地などの北海道の地域の特性を勘案し、国及び北海道の基準を準用し、規定するものであります。

次に、議案第5号 士別市都市公園条例については、都市機能や都市景観、都市防災などを目的に都市公園の配置の均衡を図り、災害時での避難等に資するよう住民一人当たりの都市公園敷地面積の標準、都市公園の配置や規模、公園施設として設けられる建築物の建築面積割合を定める基準について、都市公園法と同じ基準で規定するため所要の改正をいたすものであります。

これらの提案に当たりまして、昨年 11 月 15 日から 12 月 14 日までの期間において、本 4 案件にかかわるパブリックコメントを実施したところでありますが、意見等は寄せられなかったところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第5号までの4案件は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第4、議案第6号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第6号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

平成 23 年 5 月の地方分権第 1 次一括法に基づき、公営住宅法で規定されている公営住宅等の整備についての整備基準及び収入基準が市町村の条例へ委任されることになりましたことから、所要の改正を行うものであります。

まず、整備基準については国と同じ基準とし、また、収入基準については国の基準額が引き上げられたところでありますが、本市においては依然として市営住宅の応募倍率が高い状況を考慮し、 改正前の国の基準で定めるものであります。

また、これら改正にあわせ入居の資格要件として、入居者または同居者、同居しようとする方が暴力団員でないこと及び暴力団員であることが判明したときには、明け渡しを請求できることとする規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

本条例の改正に当たりまして、昨年 12 月 17 日から本年 1 月 17 日までの期間において、パブリックコメントを実施したところでありますが、意見等は寄せられなかったところであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

国忠崇史議員。

10番(国忠崇史君) 市営住宅条例の改正について、第3条の18以降、いわゆる暴力団排除の関係について何点かお聞きしたいと思います。

この改正案のいわゆる暴力団排除条項について根拠法となっているのは、暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法と呼ばれているものだと思うのです。この暴対法は昨 年夏、国会でかなりまた厳しく改正されたのですけれども、その際、国会で参議院、衆議院とも付 帯決議がついている、そのことを御存じでしょうか。

議長(神田壽昭君) 小山内建設水道部長。

建設水道部長(小山内弘司君) お答えいたします。

ただいまの御質問にありました付帯決議につきましては、平成24年6月20日に、これは参議院のほうですけれども、参議院内閣委員会で暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議というものが議決されまして、その1号のほうで全文のあとに、なお、本法の規定に基づく職権を運用するに当たっては、恣意的にならないよう十分留意することというふうに明記されていることについては承知しております。

以上でございます。

議長(神田壽昭君) 国忠議員。

10番(国忠崇史君) そうですね、参議院 5項目、衆議院 8項目の付帯決議だと思うのですが、両者ともこの暴対法は恣意的に運用してはいけないないんだというふうに言っているわけです。なぜ恣意的でいけないのかというと、暴力団員だというふうに警察が認定するときに、正直言ってあいまいなんですよね。あいまいだから恣意的に運用されたら非常に不利益をこうむる人が出てくる。もう暴力団をやめたのに、おまえは暴力団員だというふうに認定される、あるいは全然関係ないのに暴力団だというふうに言われると、そういう認定の問題点というのがあると思うんです。

質問の2点目としては、市営住宅に入居する方が、暴力団員かどうか疑いがある場合は警察に照会するということなんですけれども、警察からこの人は暴力団員だよと認定された場合、いや違うと不服を申し立てる手段というのはあるのでしょうか、お聞きします。

議長(神田壽昭君) 沼田総務課長。

総務課長(沼田浩光君) お答えいたします。

行政が行う事務で住民に対して不利益処分を行おうとする場合、例えば例としましては、財産の差し押さえですとか、このたびの市営住宅の退去命令等もこのとおりでありますが、こうした不利益処分を実施しようとする場合には、その通知文において国の省令で定めてあります行政不服審査法並びに行政不服訴訟法に基づきまして、必ず異議申し立てのできる機会を与えるということが、これは義務づけで定まっておりますので、このように対応してまいります。

以上であります。

議長(神田壽昭君) 国忠議員。

10番(国忠崇史君) そうですね、市の行う行為については、補助金の交付でもいろんな措置で不服を申し立てるということができますよね。国の行う行為でもそうなんですけれども、暴力団だよと認定されたことによる不利益というのもありますよね。市については、住宅に入れなかったとか、そういう不利益処分になりますけれども、警察にこの人は暴力団員ですよと名指しされたことによる不利益というのは、参考までにお聞きしますけれども、どういうふうに不服申し立てしていけばいいのでしょうかね。

議長(神田壽昭君) 小山内部長。

建設水道部長(小山内弘司君) お答えいたします。

ただいまの国忠議員からの御質問で、私どもで万が一、ひょっとしてという形で警察のほうに照会したということで、警察のほうから暴力団員という書類がきたという部分では、私どものほうから越えて、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、基本的には行政不服審査法というものがございますので、今度はその方と例えば司法警察、再度の形でのやり取りになろうかと思います。

以上でございます。

議長(神田壽昭君) 国忠議員。

10番(国忠崇史君) 今市議会には警察のほうの出席者はいないですから、直接聞くわけにはいきませんので、今の部長の答弁で一応了といたします。

以前、去年の第1回定例会で、私は暴力団排除条例、今全国の市町村あるいは北海道も定めているわけですけれども、士別市として考え方はどうなのかということをお聞きしましたが、そのときの三好市民部長のお答えでは、単独の条例としての暴力団排除条例は士別市の場合は必要ないと考えている、ただし、市の発注工事の契約の際に受注者が暴力団とかかわりがないということを誓約させることも検討するという御答弁をいただいたんですよね。

全員協議会でもお聞きしましたけど、市営住宅に入居する方が暴力団とかかわりありません、私 は暴力団員でありませんという宣誓をして、そして、それをもとに宣誓と違うことがあれば、ちょ っと退去してくださいとか、改めてくださいというふうなことでは、それでは不足なんでしょうか ね。そこら辺の認識をお伺いします。

議長(神田壽昭君) 工藤建築課長。

建築課長(工藤博文君) お答えをいたします。

例えばの話ではございますけれども、暴力団ということで警察のほうから認定をされたということになりますと、その方と協議を重ねるといった場合でも、かなり市の管理側としても対応が非常に難しくなる、その判断が困難になると思われます。そういう場合もありますので、やはりこちらから、それら暴力団ということで警察から指定をされた場合、暴力団員、構成員として指定をされた場合はやはり入居を断ると。例えばの話ですが入居を認めたということになりますと、周辺の方に及ぼす影響も考慮しなければならないと思います。その辺をやはり防止をするという意味でも、認定をされた場合は入居をさせない、または現入居者、同居者が暴力団員と認められるという場合は、明け渡しを進めていくということとなります。

以上です。

議長(神田壽昭君) 国忠議員。

10番(国忠崇史君) そういう御認識でいらっしゃるということで受け取りますけれども、今の全国的な流れを見ると、やはり今工藤さんがおっしゃったように、こういう恐れがあるから行政に警察 OBを配置するんだと、結局、市営住宅に入った人が暴力団の可能性があるから、非常につっけんどんな、けんか腰で向かってくるから警察 OBを配置するんだと、それから、生活保護の窓口にしても不正受給を監視するというのもあるのでしょうけれども、窓口でいわゆるごろついたりするという人が出かねないから警察 OBを市で採用するんだと、そういうふうな流れになってきて、住民がみずから下から安全・安心というものをつくっていくのではなくて、すべて警察に委ねて地域づくりを、いわゆる異分子をつまみ出せというようなふうになっているのではないかと私は思うのですよね。それで、今おっしゃったような、とにかく警察に暴力団かどうか認定してもらう、そして交渉も場合によっては、警察官立ち合いのもとで行う可能性もなきにしもあらずですよね、今の答弁ではね。ですから、やはりそれでいいのかどうかということをまちづくりという観点から、できれば市長、お答えいただきたいと思うのですけれども、やはりまちづくりというのは、いたずらに警察にいるいるとやってもらうのではなくて、下から市民がつくっていくものではないでしょうかね、市長、いかがですか。

議長(神田壽昭君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君) 今回の公営住宅に関する入居規定の中で条例によって追加しようとするのは、 先ほど申し上げたとおりでありまして、その方が暴力団員ということで認定されたということにな りますと、その方については入居についてお断りを申し上げたり、あるいは入居されている、ある いは入居される方がそうであるならば、退去をやはり進めるという話し合いは、これは率直にして いかなければならないと思うんですね。

この地域の安全・安心につきましては、行政はもちろんでありますが、これは士別警察署、あるいは消防関係等々含めて連携を取りながら安全・安心なまちづくりを進めているわけであって、そういった意味では、例えば、話し合いのときに率直に話し合いができないので即警察に要請をする

だとか、そういったことについてはなるべく避けながら、市民であることは間違いないわけでありますから、ですから率直にお話し合いをしながら、その改善策を求めていくと、そういう形で進めようと思います。

ただ、市営住宅であれば、やはりそういう方が入居していることによって、先ほどと答弁いたしましたとおり、周りの方についても恐怖感を覚えるというような場合もあるわけであって、そういった事態に及ぶとなれば、これは警察の皆さん方のお力もお借りしながら、対応を図らなければならないと思うわけでありますが、その時々に応じて対応してまいりたいと、このように考えていますので御理解願いたいと思います。

議長(神田壽昭君) 他に御発言ございませんか。

斉藤 昇議員。

18番(斉藤 昇君) 整備基準項目に 15項目の整備基準計画がなっておりますけれども、この条例の議決がされると今ある公営住宅、この 15項目の中でこの整備基準、これに当てはまって早急に公営住宅の補修なり、修理なりをする箇所というのは大分あるものなのでしょうか。

議長(神田壽昭君) 工藤課長。

建築課長(工藤博文君) お答えをいたします。

この整備基準につきましては、まず新築建物が基礎になっております。それと、改善事業が基準になっておりますので、これまでも国の基準で行ってきております建てかえ、また個別改善事業、住戸内をすべて間取りをかえるですとか、断熱性能をかえるということで行ってきておりました。それらについては、これまでも行ってきておりますので、今回の改正につきましては、国の基準を最低基準として継続して建物性能として必要とするということで、国の基準と同等となっております。

御質問がございました補修、修繕等、個別の部分につきましては、これらの条例は、適応はされませんが、やはり建物の性能を今後も保っていくという意味では、この条例に基づいて改修等を進めていく必要があると考えております。

以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君)東山団地の段差の解消の問題で、私は以前にも取り上げて、2丁目の上がっていくところの通路が階段なんですよね。だからこの階段は、車いすなんかは上がっていけないし、高齢化も進んでいるわけだから、この段差の解消はきちんとすべきだと、それは検討しますと言っていながら一向に手がつけられていない。これはどういうことなんでしょう。

議長(神田壽昭君) 工藤課長。

建築課長(工藤博文君) ただいま御質問がございました東山団地の段差解消について御答弁いたします。

東山団地の建設当初の計画といたしまして、建物内の廊下、これは1階部分に片側廊下ということで設置をしております。屋根つきでございます。その中間あたりに敷地の高低差を解消するために建物に段差を設けまして、その設けた部分に階段を設置をさせていただいたという計画でございました。建物が中間で左右に分かれておりますので、当初考えておりましたのは、そちらの左右の側、東西になりますが、その市道側から2方向に入って来れるという計画でございましたが、やはり高齢化が進み住戸内の交流も進んでまいりますと、やはり左から右、右から左ということで通行

も増えてきている状況でございます。ただ、廊下の階段については、その高低差が2メートルを超えるというところでありまして、現在の中ではそこの解消をするには非常に困難であると。ただ、その階段を設置する場合、階段の1段の高さ、または階段の踏み面、これは通常よりも広くしておりまして、手すりを設けて設置をしていたというところであります。そこにスロープをつけるということになりますと今の構造では大変設置が難しい、できないということになっております。ただ、そのほかに物置から出入り口があるのですが、そこにも多少段差があります。その辺は段差の高さの調査は既に終わっているのですが、その前面が駐車場または車の通行ということで、スロープの設置場所、設置方向等これも非常に狭い敷地の中でありまして難しい状況ではありますが、東山団地が長寿命化計画の中で将来改善をしていくということも計画されておるところでありますので、その時点で解消が図れるかどうか継続して検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 東丘の井上商店の向かいは、階段の段差が2メートルありますか。2メートルといったら大変なものですよ、私より大きいくらいの段差のことをいうのですよ。あそこ何段ありますか。もう1回ちゃんと答弁してください。

議長(神田壽昭君) 工藤課長。

建築課長(工藤博文君) 棟別で見ますと今議員おっしゃったとおりBの1号棟になりますけれども、それは3階建ての 20 戸タイプの大きいタイプとは違いまして、段差は東西の敷地の落差が少なかったものですから、中間の階段については少なくなっております。それも含めて長寿命化計画の中で改善をしていく時期に合わせて継続して検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 長寿命化計画の段階で考えると言ったら、あなたはもういなくなっているでしょう。私はやはり議会の中でも、それの点について検討できるという答弁をしておきながらだよ、今になって長寿命化計画の中で考えますなんていうのは、そんな誠意のない答弁、これだめだわ。ちょっと部長なり責任のある人、答弁してくれない。

議長(神田壽昭君) 小山内部長。

建設水道部長(小山内弘司君) 斉藤議員の質問にお答えいたします。

今議員からお話ありまして、前から何回か御質問いただいた中で、調査をしていきますという形でありました。今工藤課長のほうから答弁いたしましたけれども、再度現地確認をしてもう一度、議員さんが言われました井上商店さんの前ですか、そういう部分から再度もう一度、早期に見直しをしてできるのかできないのか、どういう形がやれるのか、再度早期に検討を進めていきたいと思います。

以上でございます。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) やはり部長と課長の認識がこれだけ違っているのでは、部長がやると言っても担当の課長は長寿命化計画の中で検討しますというような程度でしょう。やはり議会の中、あるいは市民からの様々な要望、これらについては、そのセクションを含めて真剣に検討もして、はっきり市民にもその答えを返していく、そういうスピード感と、それから親切な市政をつくっていく、

そういうことを私は何回も取り上げるんだけれども、結局は、そのときは検討しますとか言うんだけれども、それが長いこと放置されているから、こういう質問をしなくてもいいのにしなければならないのですよ。この点は行政に携わる職員の方含めて、きちっとそのセクション、セクションで論議をして市民に返していくという、そういうことをやはり図ってほしい。これは副市長もそれはそのようにやりますって、あなた言っているけれども、あなたあまりおっかない顔しないんじゃない、やさしい人だから。だけども、やさしくてもやはり筋の通った行政の執行、こういうものにしっかりと心掛けてほしいと思うんだけれども、いかがですか。

議長(神田壽昭君) 相山副市長。

副市長(相山佳則君) 今の市営住宅の件につきましては、斉藤 昇議員から御指摘のあったとおりで、これまで個別の場所についてどういう改善が図られるかということの御質問をいただいて、それについて検討しますということを言ってきたわけでありますけれども、今の長寿命化計画ということになりますと、これは個別の案件というよりも総論の中に検討事項が盛り込まれてしまったというようなことで、これではスピード感がないということは御指摘のとおりだというふうに思います。

今地域政策懇談会等々、地域職員担当職員を配置しながら市民の中に出かけて行って、そこで出された問題については即座に検討して、またその地域にお返しするということをやっております。そして言うまでもなく、こういった議会でいろいろ御質疑、御指摘を受けたり、御提言があったことについては、これは、我々はこのことについては言うまでもなく、即座に検討して結果を出していかなくてはならないというふうに考えております。今の住宅の問題にかかわらず、これは市全体がやるべきものだということでありますので、そのことについて我々、行政を執行していく者の基本姿勢として今後おいていくということを申し上げて、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) もう1点は、収入基準の問題なんだけれども、これは国の基準よりもずっと下げて入りやすいようにというか、所得の多い人よりも所得の少ない人が入れるようにということで21万4,000円というふうにしたと思うんだけれども、国の基準と同じ25万9,000円以下というふうにしますと、相当な入居希望者の中でそれまで広げてしまうと、相当な人がいるものなんでしょうか。この点は、待機者の中ではどうなっているのでしょうか。

議長(神田壽昭君) 工藤課長。

建築課長(工藤博文君) お答えをいたします。

まず、国の基準まで引き上げた場合の待機者の想定となりますが、これまで統計としては、データはとっておりませんので推測ということになるかと思いますが、例えばこれまでの 21 万 4,000 円ということで、月収を標準的な表でホームページ等で皆様にお知らせをしている額がございますが、その中で裁量世帯につきましては、21万4,000 円以下ということになりますと月額が32万4,000 円程度、単身の方です。 2 人の世帯の方で 36 万 3,000 円程度ということになります。これを 25 万 9,000 円まで引き上げるということになりますと、約2割程度収入も上がると推測されますので、それぞれ単身世帯ですと 38 万円を超える方、2 人世帯ですと 40 万円を超えてしまうということで、推測といたしましては、かなりの方が対象になるのではないかと考えております。

以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) それから、入居者の単身入居というのは、大体どのくらいいらっしゃるのでしょうか。それから、単身の入居希望者というのは、まだ大分いるものなのでしょうか。この点は、単身とあるいは夫婦世帯とかという、そういうすみ分けというのは、どんなふうになさって募集しているものなんでしょう。

議長(神田壽昭君) 工藤課長。

建築課長(工藤博文君) 現時点というか計画をつくった時点なのですが、市営住宅に関して単身の方が住まわれている率ですが、計画をつくった時点では47.6%、約5割近い方が単身で住まわれております。これは高齢者の方ということで限定をした数字でございます。2人世帯の方は35.5%ということになっております。申し込みに関しては単身の方または複数世帯の方ということで、単身の方は基本的には55平方メートル以下の住宅を単身の方としております。タイプとしては3DK、2DK程度の間取りになると思います。それ以上の方が複数世帯ということで申し込みをしていただいているところであります。

以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 単身世帯でも3DKに今入っていて、複数3人家族、4人家族の人たちでも 広いところに入りたいという希望があっても、なかなか空きがなくては入れないということで、これは以前にも取り上げたことございますけれども、やはり公営住宅に1人の人も3DKに入りたい という希望もあるにしても、住宅に困窮して子供たちも一定の年になってきますと、2DKという ようなところでは部屋の一つも与えられないというようなこともございますし、やはり3DKの希望もしている人もいるけれども、市では一向にそういう点では、こういう形でならできるよという こともされていないということもございますけれども、この点についてはもっと配慮をする必要が あるのではないか、こう思うんだけれども、いかがでしょう。

議長(神田壽昭君) 工藤課長。

建築課長(工藤博文君) お答えをいたします。

単身の方で、先ほど申し上げました 55 平方メートル以上または 3 L D K にお住まいの方を、昨年アンケート調査をさせていただきました。その中で住みかえの意向についてもお聞きをいたしております。ほとんどの方が今のところ現在の場所に住んでいたいという意向を示されております。

その理由の中では、先ほど議員からお話のありました中にもあったのですが、子供さん、お孫さんが遊びに来たときに泊まらせてあげたい、それともう一つは、これは結構重要な点だと思ったのは、長く住んでいた地域に住み続けたいという要望が多かったということであります。やはり長い間その地域に住みますと隣近所または自治会、これらの方たちとお知り合いになっていますので、安心して住んでいられるということが、かなり高齢者の単身世帯の方が移転をあまり示していないと、住みかえを示していないという理由ではないかなと思っております。

あわせて複数世帯の方で狭いところに住んでいる方、この方のアンケートはやっていないのですが、その方が入居申し込みを狭いということで、広いところに移り住みたいということで入居申し込みをしているかという状況も調査をしたのですが、その中では1、2件の方しか申し込みをしていない。詳しい調査はしていませんからその住宅で満足しているのか、また家賃の価格のことがあるのかというのは分かりませんが、そのことによってお互い移転の意向がマッチしないものですか

ら、今のところ積極的に行うとしてもなかなか現実的に進まないのではないかなと思っております。 ただ、今後においては、空き住戸があった場合ですとかそういう場合には、単身の方に家賃も低 くなりますので、お勧めをしてくというようなことは考えていきたいと思っております。 以上です。

議長(神田壽昭君) 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。国忠議員。

10番(国忠崇史君) 本議案に私は反対いたします。

理由はこの間、若干述べてまいりましたが、ほかでもない暴力団排除に関連する改正部分に反対 だからであります。

この部分の根拠法となっているいわゆる暴対法は、昨年国会で改正されましたが、その際、本法の規定に基づく職権を運用するに当たっては、恣意的にならないよう十分留意することという付帯決議がついたことは紹介しました。そのゆえんは、この法律を筆頭にさまざまな暴力団排除関係の法や条例は司法警察員の職権のよる恣意的な運用の懸念が大きいからなのであります。恣意的な運用によって何が失われるかを言わせていただくならば、それは地域の共同体であり、市民の共同性にほかならないと私は考えます。つまり、今広範な住民が求めている安全で安心できる住環境、あるいは便利で快適な地域生活といったものを住民の自治によって、いわば下から築き上げていくのでなく、それらを警察権力に任せ、不審人物をあらかじめ地域から追い出してもらえば安心なのだという流れに本市も乗っかってしまうのか否かという問題なのであります。

確かに私も暴力団などは、映画館のスクリーンの中だけに存在していればいいのだとしか思わず、 現実にはまっぴら御免です。しかし、それ以上に警察とは、具体的な不法行為の摘発に邁進するの が本来の任務なのであり、民事不介入の原則をかなぐり捨てて市民生活の各局面にあれこれと口を 出し、誰それが暴力団員だ、何党の支持者だ、こういう宗教の信者だからつき合うななどとエスカ レートしていく事態だけはもっと受け入れることができません。

そもそも一連の暴力団対策法や条例は罪刑法定主義などの近代的な法の概念に反しており、また、 どんな団体に所属するかをもって罪とすることに道を開くものであります。やがては時の政府に反 対する政治団体や特定の宗教や思想などの排除に行きつくものでないかと懸念する次第です。

さて、本条例改正案にあっては、私がかくのごとく述べてきた懸念に対し、何らの担保も付帯条項も盛り込まれなきまま提案されています。市営住宅入居を希望する人物が暴力団関係者かどうか警察に照会しても、認定が恣意的なものになる可能性は十分あります。なぜならば、暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員といった定義や認定の基準、審査方法、不服申し立てなどを内容とする法律すら存在していないからであります。士別市としては、入居希望者から暴力団員でない、暴力団にかかわらないことなどを宣誓してもらうなどの方法が最も望ましいと私は考えます。安全・安心、便利・快適な市民生活は、市民と行政とが共同と信頼に基づく努力によって自治的に日々つくり上げるものでこそあれ、権力に認定をゆだね、そのお墨つきで誰かを排除したことで得られるものでは決してないことをもう一度強調し、本条例改正への反対意見といたします。

以上です。

議長(神田壽昭君) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(神田壽昭君) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第5、議案第7号 士別市下水道条例の一部を改正する条例について て及び議案第8号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議 題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第7号 士別市下水道条例の一部を改正する条例について及び議案第8号 士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

平成 23 年 8 月の地方分権第 2 次一括法に基づき、これまで法律で定められていた施設の維持管理及び水道技術管理者の基準等について、市町村の条例へ委任されることになりましたことから、それぞれ所要の改正を行うものであります。

まず、下水道条例の改正内容については、下水道管などの排水施設及び処理場などの処理施設の 構造の基準並びに終末処理場の維持管理基準について、下水道法と同じ基準を条例で定めるもので あり、水道事業給水条例の改正内容については、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び に水道技術管理者の資格基準について、水道法と同じ基準を条例で定めるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第8号の2案件は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第6、議案第9号 損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第9号 損害賠償の額を定めることについて、その概要を御説明申し上げます。

本案件は、去る 12 月 23 日午後 2 時 15 分頃、年末の緊急排雪作業に従事していた市除雪用ショベルローダーが市道西 1 条 1 号通りを北に向かって走行し、2 丁目付近の交差点に差しかかったところ、普通乗用車が東方面から左折して本市道に侵入してきました。多量の降雪により道路幅員が狭くなっていたため、衝突する恐れがあったことからとっさに左方向へ回避したところ、駐車していた相手方車両に衝突し、同車が全損したものであります。

このたび、相手方との話し合いが合意に達し、廃車処分された車両にかわる中古車両相当額 25 万 7,250 円をこれに対する賠償金として支払うために示談書を取り交わそうとするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

なお、この賠償金につきましては、当初予算計上の自動車事故等損害賠償金で措置をいたし、保 険により時価格相当分の17万円が補てんされるものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) この事故の過失割合、これはどういう割合になっているのでしょう。

議長(神田壽昭君) 法邑財政課長。

財政課長(法邑和浩君) 本件に対します過失割合でありますが、市側が 10 割の過失、相手側についてはゼロということであります。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) そうすると、全く市のいわば作業員といいますか、職員といいますかの過失ですよね。そうしますと、そういう迷惑をかけたり、損害を与えたというようなことになりますと、その職員の過失責任、これについてはどういう責任をとらせたのでしょう。

議長(神田壽昭君) 小山内部長。

建設水道部長(小山内弘司君) お答えしたします。

事故の後、内容を確認する部分で本人から話がございまして、私のほうから厳重注意をしたということでございます。

以上でございます。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 厳重注意といったらどんな注意なんですか。これから気をつけてねというのもそうだし、気をつけれよというのもそうだし、厳重という意味はどういう意味で始終あなた方使われるのですか。前にも申し上げましたけれども、厳重注意というのは、例えば過失に対する瑕疵あるものでなくて、結局注意だけの話で、これは職員の責任をきちっと問うものにはなっていない、こう申し上げてきたんだけれども、その点についてはいかがなんでしょうか。100パーセントこっちが悪いのでしょう。その点についてはどう判断されたのですか。

議長(神田壽昭君) 小山内部長。

建設水道部長(小山内弘司君) お答えいたします。

今斉藤議員からお話ありましたように、過失割合は 10 ゼロということで、うちのほうが全面的な過失があるということでございます。

厳重注意というのは、今斉藤議員が言われましたように、本人の意識について単なる交通に気をつけてくださいという形式的なものではなくて、まして大きな車を運転している部分でありますので、再度本人に自覚を促すという形で厳重注意としたところであります。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) これは、こういう過失を犯したんだから市の賞罰委員会、こういうのにもこういう事案もかかるものなんでしょうか。賞罰委員会でも一定の基準、こういうものはどういうふ

うにつくっておられるのか。市の職員に対する過失割合の問題や過失の問題で、どういう処分をするんだという内規みたいなものをきちっとつくられているのかどうか、あれば提出していただきたい。

議長(神田壽昭君) 沼田課長。

総務課長(沼田浩光君) お答えをいたします。

交通事故の関係での処分の部分でありますが、交通事故となりますと人身ですとか、酒気帯び、 酒酔い等々が該当してまいりますが、そういった状況になっております。

(発言する者あり)

一定の速度を超えた行政処分に該当するスピード違反等々も加わって、その処分内容に照らし合わせてということになっております。

(「もうちょっと責任ある答弁してくれないかな」の声あり)

議長(神田壽昭君) 鈴木総務部長

総務部長(鈴木久典君) 職員の交通事故、あるいは交通違反の関係の賞罰委員会での審議の基準ということでのお尋ねだというふうに思います。

賞罰委員会のほうでこれを審議する場合においては、例えばスピード違反等については時速 29 キロメートルを超えると行政処分ということになりますので、こういうケースについては賞罰委員会にかけることになります。あと、酒気帯びとか酒酔いとかというのはもちろんのこと賞罰員会での審議ということになります。

以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) そしたら、こういう今回のような事例、これまでもこういうのがあったんだけれども、これらについては何の基準もなく厳重注意でしたということだけの話なんですか。そういうのは、やはり一定の基準なり、これは職員に対し一定の規制をするものですから、こういうものは、やはりきちっとしたものはある程度つくっておく必要があるのではないか、こう思うんだけれども、いかがでしょう。それでないと人によっては、これはこの程度だからたいしたことないと、これはちょっと重かったと、厳重注意だというふうになっていくというのではなくて、そういう内規のような基準をつくっておく必要があるのではないか、こう思うんだけれども、いかがでしょう。

議長(神田壽昭君) 鈴木総務部長

総務部長(鈴木久典君) お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、賞罰委員会にかけていく一定の基準というのは持っていますけれども、例えば違反の度合い、それからそれに至った経過等々を含めて、そういった状況をいろいろ把握しながらその事故、あるいは違反に対しての処分というのを決めていますので、今後においてもそういったことについては、十分注意しながら当たっていきたいというふうに思っております。

それで、今回のこの事故については、この議案書にも書かれているとおり、西 1 条の道路を直進をしていた当市の除雪車が、そこで丁字の交差点がありまして、国道側から入ってきた車が左折をしまして、その左折した車を発見して、それと衝突しそうになることを回避したために、北側に向かっているわけですけれども、西側の家の前にとまっていた軽自動車に衝突を起こしてしまったというような状況等々もありますので、その入ってきた乗用車との直接的な事故というのはありませんでしたけれども、そういったようないろいろな状況を考えたときに厳重注意という形で今回の処

分をしたところであります。

これまでも斉藤議員のほうからは、公務員として交通安全に十分留意すべきだという御意見をこれまでもいただいてきています。今こういった冬期の道の状況もありますし、今後においては、そういった意識をさらに強く啓発していくようにしていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長(神田壽昭君) 他に発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 次に、日程第7、議案第10号 平成24年度士別市一般会計補正予算(第9号)、 議案第11号 平成24年度士別市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)、議案第12号 平成24年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)及び議案第13号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)以上4案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第10号 平成24年度士別市一般会計補正予算(第9号)から議案第13号 平成24年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)までについて、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、障害者自立支援給付事業の利用者増加に係る介護サービス給付費の追加など、当面措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下その主な内容について順次御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算についてでありますが、民生費では、生活介護サービスの利用者が見込みより増加したことによる、障害者自立支援給付費 6,300 万円を追加計上したほか、障害者自立支援法に基づく助成にかかわって対象となる医療費が見込みを上回ったため、更生医療事業費 351 万円を追加計上するととともに、児童福祉法に基づく療養介護医療費に関する事務が北海道から権限移譲され、当初見込んだ医療費が不足する見込みとなったため、療養介護医療事業費 250 万円を追加計上しました。

なお、これらに要する財源といたしましては、国・道支出金のほか、繰越金をもって収支の均衡 を図った次第であります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、平成 25 年度から指定管理を予定している朝日農業者トレーニングセンター及び現在指定管理者制度により管理運営を委任している勤労者センターについて、事前に協定書を締結するための所要の措置を講ずるものであります。

なお、指定管理者の指定につきましては、今後条例に基づく審査委員会での結果を踏まえ、平成 25 年第 1 回定例会で提案を予定しております。

また、桜丘荘などの公用及び公共施設の維持管理業務委託などについて事前に契約し、年度当初から円滑に業務を行うための所要の措置を講じたところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

介護サービス事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の各会計とも、債務負担行為の補正であり、施設の維持管理業務委託などについて事前に契約し、年度当初から円滑に事務を行うための所要の措置を講じたところであります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。 (降壇)

議長(神田壽昭君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) それぞれの管理委託業務が提案されたわけだけれども、これは前年度から見たら、人件費などはどのくらい上がって契約を成立しているのか。それから、維持管理業務などもどの程度、前年から見たら上がってあるいは下がって契約されたのか。この点の中身をお知らせいただきたいと思います。

議長(神田壽昭君) 法邑課長。

財政課長(法邑和浩君) 今回 25 年度4月からの契約をするに当たりまして、事前に契約を円滑に 結ぶため債務負担ということで、議案を提出させていただいておりますが、人件費、賃金の関係に つきましては、24 年度の1時間当たりの積算単価740円ということで積算しておりましたが、今回 の部分につきましては750円ということで10円アップした積算で見積もりをしているところであ ります。

また、維持経費含めます全体的な部分でありますが、一般会計の桜丘荘の管理から朝日の一般廃棄物の維持管理業務まで全部含めましてでありますが、おおよそでありますけれども、経費的には2.5%ほどアップということで240万円程度の全体のアップということになっております。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) これらの管理業務委託というのは、委託契約というのは競争でやられるのですか。何社か募集して、そして競争入札にかける、こういうふうにするのかどうか、この点はどうお考えでしょうか。

議長(神田壽昭君) 法邑課長。

財政課長(法邑和浩君) 委託先につきましては、例えばシルバー人材センターだとかという部分も ございますが、シルバーにつきましては競争入札ということではなくて、毎年そこと随意契約とい うことになります。そのほかの通常の清掃業務でありますとか、施設の管理業務につきましては、 基本的には複数の業者によります入札ということで実施をしております。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 入札というのは2社でやるのですか、複数ということはもっと多いのですか。 その入札によって業者が変わるということは、これまではどの程度あったのでしょうか。

議長(神田壽昭君) 法邑課長。

財政課長(法邑和浩君) 入札の指名数でありますが、例えば一般廃棄物の収集業務でありますと、 実施している業者さんが、例えば去年の例でありますが士別浄化工業さんと士別衛生公社さんとい うことで、2社しかないということであれば2社ということになりますし、清掃業務等につきまし ては複数ありますので、3社を対象に入札といったようなことで実施をしております。

以上です。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) シルバー人材センターに委託をするのは、どういう基準でシルバーを選んでいわば指名入札、シルバーだけ特別にそういうふうにして競争入札に入れないというのは、どういうことなんでしょう。

議長(神田壽昭君) 法邑課長。

財政課長(法邑和浩君) シルバーとの契約に関しましては、基本的には高齢者の就労機会の確保といったようなことが当然ありますけれども、これは単なる人の派遣という部分が多くなりますので、一般的な会社と違っていろんな資材を買い込んで、あるいは人をそろえて全体的な維持管理をするというのとはちょっと性質が違いますので、そうした部分についてはシルバー人材センターと随契で契約するというようなことであります。

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) これも前にも取り上げましたけれども、今年は労務単価が1時間10円アップだというふうになりましたけれども、これが働いている人たちにまで、この市が積算した単価で賃金が払われるかどうかという点では、業者にもこういう単価だよという話はきちっとなされて、それが働く人たちのところまで通じるような、そういう措置をやはり講ずべきではないか、こう思うんだけれども、この点も再度質問しておきたいと思うのです。

議長(神田壽昭君) 法邑課長。

財政課長(法邑和浩君) 以前から議員のほうからお話もありましたとおり、市の積算単価については、それが労働者に支払われるべきだといったことでございます。市のほうとしましても毎年、市内の委託先につきましては、労働実態調査ということで賃金の支払い状況、あるいは福利厚生等につきましても調査をしておりますので、契約の際等につきましては、今回については賃金もアップしていますので当然そういったことについて考慮して、労働者の方々についても適正の賃金を支払うようにということでお願いなり、調査なりということで行っておりますし、今後も実施してまいりたいというふうに思っております。

議長(神田壽昭君) 他に御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案とおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第13号までの4案件は原案のとおり可決されました。

議長(神田壽昭君) 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 平成25年第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。 御苦労さまでした。

(午前11時19分 閉会)

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 1 月 25 日

士別市議会議長 神田壽昭

署名議員井上久嗣

" 岡田久俊

"田宮正秋

平成25年第1回臨時会議決結果表

平成 2 5 年 1 月 2 5 日 開会 平成 2 5 年 1 月 2 5 日 閉会

議案番号	件名	議決月日	結	果
	会期の決定について	1.25	決	迫
議 案	士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予 防サービスの事業に関する基準等を定める条例の制定につ いて	11	原案	可決
議 案	士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路 の構造に関する基準を定める条例の制定について	"	l.	,
議 案	士別市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定 公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	"	11	,
議 案 4	士別市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定につ いて	"	11	,
議 案 5	士別市都市公園条例の一部を改正する条例について	"	11	,
議 案	士別市営住宅条例の一部を改正する条例について	"	11	,
議 案 7	士別市下水道条例の一部を改正する条例について	"	11	,
議 案	士別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	"	11	,
議 案	損害賠償の額を定めることについて	"	11	,
議 案 1 0	平成 24 年度士別市一般会計補正予算(第9号)	"	11	,
議 案 1 1	平成 24 年度士別市介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)	11	11	,
議 案 1 2	平成 24 年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	"	11	,
議 案 13	平成 24 年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	11	II.	,